

佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第35号

佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例施行規則（平成26年佐賀県規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。</p> <p>(自主回収の報告)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第23条第1項第1号の規則で定める食品等は、次に掲げる食品等とする。</p> <p>(1) <u>食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第45号。以下この項において「府令」という。)</u>第1条第2項(第2号に係る部分に限る。)<u>又は食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第46号。以下この項において「乳等府令」という。)</u>第3条第2項(第2号ホ及びト、第3号ヲ及びカ並びに第4号チに係る部分に限る。)の規定に違反する食品等(定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められるものを除く。)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、条例、<u>食品表示法(平成25年法律第70号)及び食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)</u>で使用する用語の例による。</p> <p>(自主回収の報告)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第23条第1項第2号の規則で定める食品又は添加物は、次に掲げる食品又は添加物とする。</p> <p>(1) <u>消費期限又は賞味期限の表示の方法が食品表示基準の規定に違反する食品又は添加物(定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められるものを除く。)</u></p>

改正前	改正後
<p>(2) <u>府令第1条第2項(第6号、第7号及び第10号に係る部分に限る。)</u>又は乳等府令第3条第2項(第3号チ及びリ並びに第4号ホ及びヘの規定に係る部分に限る。)<u>に違反する食品等</u></p> <p>(3) <u>府令第1条第2項(第8号に係る部分に限る。)</u>又は乳等府令第3条第2項(第2号ハ、第3号ワ及び第4号リに係る部分に限る。)<u>の規定に違反する食品等</u></p> <p>4 条例第23条第1項第2号の規則で定める食品等は、食品等の臭味、食品等の外観、食品等の生産、製造、加工、調理、貯蔵又は販売の状況、現に発生している食品等によるものと疑われる人の健康に係る被害の態様その他の事情から合理的に判断して同項第1号に該当するおそれがあると認められる食品等とする。</p> <p>5・6 略</p>	<p>(2) <u>アレルギーの表示の方法が食品表示基準の規定に違反する食品又は添加物</u></p> <p>(3) <u>保存の方法の表示の方法が食品表示基準の規定に違反する食品又は添加物</u></p> <p>(4) <u>使用の方法の表示の方法が食品表示基準の規定に違反する食品又は添加物</u></p> <p>4 条例第23条第1項第3号の規則で定める食品等は、食品等の臭味、食品等の外観、食品等の生産、製造、加工、調理、貯蔵又は販売の状況、現に発生している食品等によるものと疑われる人の健康に係る被害の態様その他の事情から合理的に判断して同項第1号又は第2号に該当するおそれがあると認められる食品等とする。</p> <p>5・6 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。